有機農業の現状と課題

平成１９年3月

農林水産省生産局農産振興課

目 次

１　有機農業をめぐる現状

（１）有機農業の位置づけ　・・・・・・・・・・・・　１

（２）有機農業による農産物の生産

①　栽培技術　・・・・・・・・・・・・・・・・・　３

②　農家の経営　・・・・・・・・・・・・・・・・・　５

③　生産の状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・　６

（３）有機農産物の流通、消費・・・・・・・・・・・　８

２　有機農業の推進に関するこれまでの取組

（１）有機農業等の推進に関する施策の概要　・・・１０

（２）有機農業等に関する技術導入の支援

①　持続性の高い農業生産方式の導入　・・・・１１
の促進に関する法律

②　農地・水・環境保全向上対策　・・・・・・１２

（３）有機農業等に関する技術の研究開発

①　研究開発の推進　・・・・・・・・・・・・・１４

②　主な研究成果　・・・・・・・・・・・・・・１５

③　民間における取組　・・・・・・・・・・・・１７

（４）有機農業等に関する技術の普及指導

①　協同農業普及事業等での取組の推進　・・１８

②　新規就農者等に対する指導・支援　・・・１９

（５）有機農業で生産される農産物の流通・販売面の支援

①　卸売市場改革の推進、生産出荷情報
の提供　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０

②　有機農産物等の表示・認証　・・・・・・２１

（６）消費者等への普及啓発、交流　・・・・・・２４

（７）有機農業等に関する推進活動　・・・・・・２５

（８）地域における取組　・・・・・・・・・・・・２６

（９）民間における取組　・・・・・・・・・・・・２７

（10）諸外国における取組　・・・・・・・・・・・２８

（11）有機農業に取り組む者の意識　・・・・・・２９

３　有機農業の推進に向けた課題　・・・・・・３０

1　有機農業をめぐる現状

(1)　有機農業の位置づけ

○　農業生産活動は二次的自然環境を形成する農地において行われており、適切な農業生産活動を通じて、自然環境の保全、良好な景観形成など、環境保全上の多様な機能を発揮する面がある。

○　一方で、効率の過度の追求や不適切な資材利用･管理によって環境への負荷や二次的自然環境の劣化を招くなどのおそれがある。

○農業生産活動による環境保全への貢献

農業の自然循環機能

(物質循環)

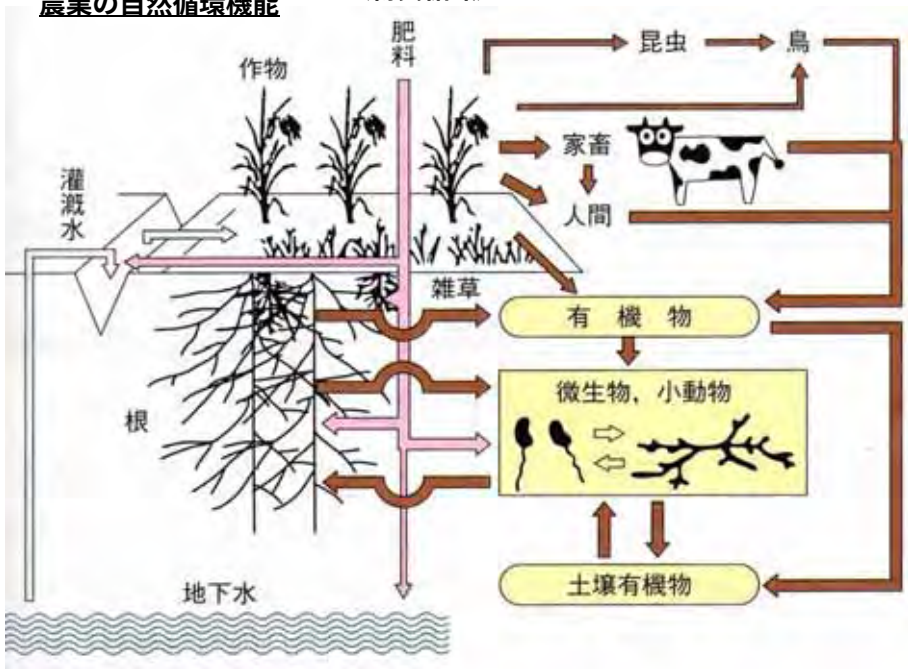

(景観形成)

畑作物の輪作体系により、パッチワーク模様の美しい景観を形成

○農業生産活動による環境負荷発生リスク

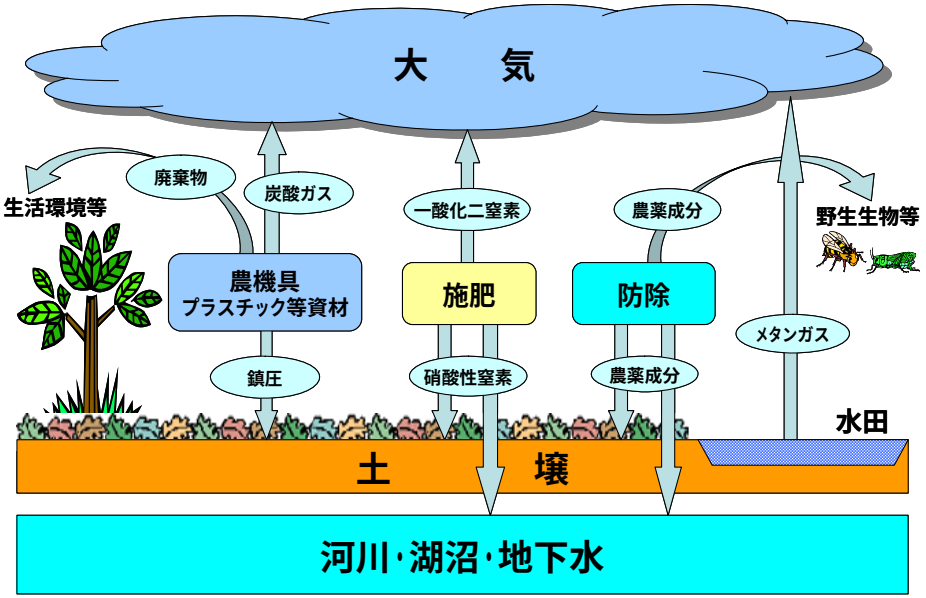

○ 有機農業の推進に関する法律では、有機農業を「化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業」と規定。

○ 化学肥料、農薬を使用しないことを基本とする有機農業は、農業生産活動に伴う環境負荷を大幅に低減し、農業の持つ自然循環機能を増進する取組。

○ また、有機農業においては、多様な生物で構成される生態系の形成等により、自然が本来有する機能を最大限活用して健全な作物の育成や病害虫等の抑制を実現。

○ 有機農業による環境と調和のとれた農業生産

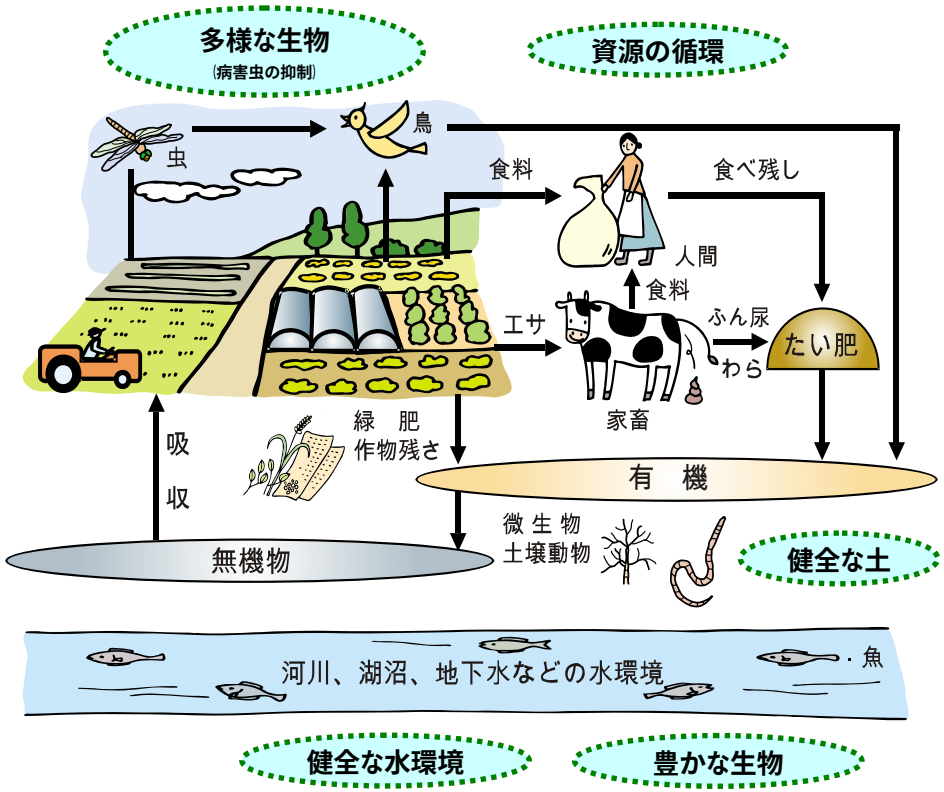

○ 有機農業の位置づけ

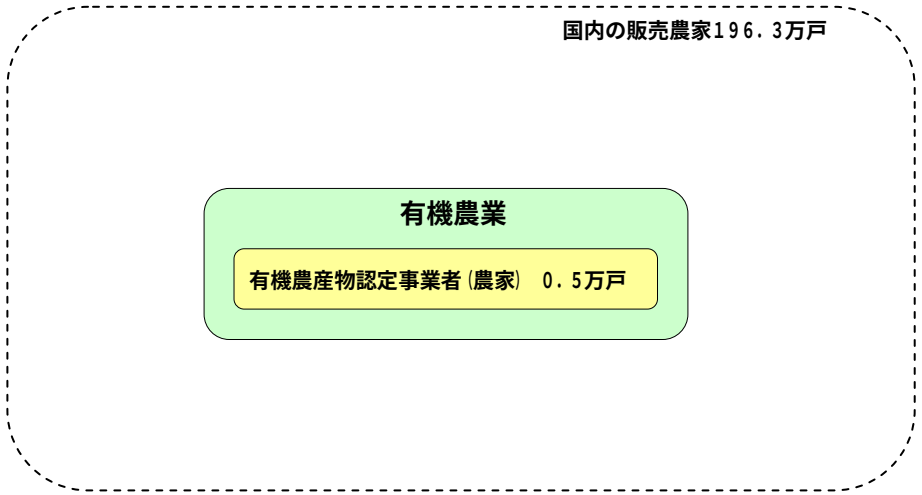

資料）　国内の販売農家数及び環境保全型農業の取組農家数：農林水産省統計部「農林業センサス」（平成17年）
有機農産物認定事業者（農家）数（平成18年9月）：農林水産省表示・規格課調べ

注）有機農産物認定事業者（農家）：
ＪＡＳ法に基づく登録認定機関の認定を受け、有機農産物JAS規格に基づく、生産を行う農家及び生産者組合等に参画している農家

1（2） 有機農業による農産物の生産 － ① 栽培技術

○ 有機農業に取り組む農業者は、地域の条件に適した在来種苗等を導入し、化学肥料や農薬を基本的に使用しないことにより形成された生物相豊かな栽培環境の下で、たい肥その他の有機質資材の利用による土づくり、有機質肥料等による施肥、耕種的・物理的な方法や生物の利用による有害動植物の防除に取り組んでいる。

○ 有機栽培と慣行栽培の技術（事例）

○ 水稲

区分	有機栽培	慣行栽培
土づくり （有機質資材の施用）		
前作物の収穫後	たい肥、又は米ぬかの施用	たい肥の施用
施肥	有機質肥料の施用	化学肥料の施用
防除 1 雑草防除		
前作物の収穫後	有機質資材（たい肥又は米ぬか）の施用と冬期湛水 （有機質資材の施用後に湛水することで、田面に遮光効果のある泥状の層（トロトロ層）が形成されることから、土づくりと雑草の発生抑制を目的に実施）	化学合成農薬の使用
田植時期	有機質資材（米ぬか又は糖蜜）の施用 （有機質資材は、その施用後に一時的に発生する有機酸による雑草の発生抑制を目的に施用）	化学合成農薬の使用
2 病害虫防除		
ばか苗病、いもち病、苗立枯細菌病等	温湯種子消毒	化学合成農薬の使用
糸状菌、細菌病	催芽時の食酢添加	化学合成農薬の使用
その他の病害	田植えの際に、1～2本植えとして丈夫に生育するように努める（慣行では5～8本程度）	化学合成農薬の使用
カメムシ	畦草刈 3回 （6月下旬、出穂2週間前、出穂期）	畦草刈 1回 （7月上～中旬） 化学合成農薬の使用 （出穂前）

注）地域では有機JASの認定は受けていない。農薬・化学肥料栽培期間中不使用と表示

（兵庫県豊岡地域の栽培指針等を基に作成）

○ 野菜（ニンジン）

区分	有機栽培	慣行栽培
土づくり （有機質資材の施用）		
播種1ヶ月以上前 播種2週間前まで	緑肥（ソルゴー）の栽培・すき込み 完熟たい肥の施用	完熟たい肥の施用
施肥	ぼかし肥料（有機質資材等に水を加え発酵させたもの）の施用	化学肥料の施用
防除		
○ 雑草防除	中耕・土寄せ 手取除草	中耕・土寄せ 化学合成農薬の使用
○ 病害虫防除		
黒葉枯病、斑点病	肥料切れをしないように肥培管理	肥料切れをしないように肥培管理 化学合成農薬の使用
線虫類	太陽熱の利用による土壌消毒	化学合成農薬の使用
ネキリムシ類	手作業による捕殺 生物農薬（BT剤）の散布 （発生状況を見ながら2回以上）	化学合成農薬の使用
アブラムシ類	忌避効果のある光反射資材（シルバーポリマルチ、シルバーテープなど）の利用	化学合成農薬の使用

（沖縄県の栽培指針を基に作成）

注）「有機栽培」とは、有機農産物JAS規格で示している生産の方法

有機農業における栽培技術の実施状況

○ 土づくりのための有機物の投入量及び自給割合
(平成14年産、稲作)

	堆きゅう肥		稲わら		その他の有機物	
	10a当たり投入量	自給割合	10a当たり投入量	自給割合	10a当たり投入量	自給割合
	(kg)	(%)	(kg)	(%)	(kg)	(%)
有機栽培	671	34.6	373	100.0	139	80.4
(参考)「米生産費調査」調査対象農家の平均	99	―	1	―	―	―

資料) 1;農林水産省統計部「環境保全型農業(稲作)の経営分析調査報告」(平成16年)
2;農林水産省統計部「平成14年産米及び麦類の生産費」
注) 有機栽培は、有機農産物JAS規格で示された生産の方法

資料) 農林水産省統計部
「平成13年度持続的生産環境に関する実態調査
環境保全型農業による農産物の生産・出荷状況調査報告書」
(平成15年3月)をもとに作成

注) 1. 回答の割合が10%以上あった取組を記載
2. 「その他」は化学合成農薬でない農薬等の使用、手作業による除草、抵抗性品種の使用等
3. 有機栽培は有機農産物JAS規格で示された生産の方法

○ 防除の実施状況
(有機栽培)

有機JAS格付主位部門	防除方法(複数回答)	割合(%)
稲作	① 機械による除草	78.5
	② その他	44.6
	③ 除草用動物の利用	31.4
	④ マルチ栽培	11.6
豆類	① 機械による除草	100.0
	② 生物農薬の利用・対抗植物の利用・マルチ栽培・その他	各10.0
野菜(露地)	① マルチ栽培	74.0
	② 機械による除草	71.7
	③ その他	44.1
	④ 被覆栽培	33.1
	⑤ フェロモン剤の利用	18.1
	⑥ 生物農薬の利用	14.2
	⑦ 対抗植物の利用	10.2
野菜(施設)	① 被覆栽培	64.0
	② マルチ栽培	58.0
	③ その他	44.0
	④ 機械による除草	42.0
	⑤ 生物農薬の利用	30.0
	⑥ フェロモン剤の利用	28.0
	⑦ 対抗植物の利用	12.0
果樹(露地)	① 機械による除草	67.9
	② その他	57.1
	③ 対抗植物の利用	25.0
	④ フェロモン剤の利用	10.7

1（2） 有機農業による農産物の生産 － ② 農家の経営

○ 化学肥料や農薬を使用しないことを基本とする有機農業は、1）稲作の場合、販売価格の面で慣行栽培より有利なものの、単位面積当たりの労働時間は慣行栽培を大きく上回るとともに、収量はそれを下回っている、2）野菜作の場合、事例でみる限り、販売価格や単位面積当たりの販売量などで慣行栽培より優れたものと劣るものとの格差が大きいなどの実態があり、農家にとってリスクのある取組となっている。

○ 農業者を対象とした意識調査においても、環境に配慮した農産物の生産の問題点として、「労力がかかる」、「収量減少・品質低下」など技術に関連する課題があげられており、環境により配慮した有機農業には、特にこうした問題意識を農業者は有すると考えられる。

○ 稲作農家の経営収支（平成１４年産）

区分	粗収益（円/10a）	経営費（円/10a）	所得（円/10a）	収量（kg/10a）	販売金額（円/60kg）	労働時間（時間/10a）
有機栽培	204,910	130,560	74,350	443	26,918	44
慣行栽培との対比	143.5	125.9	190.3	84.4	177.1	161.1

資料）農林水産省統計部「環境保全型農業（稲作）推進農家の経営分析調査報告」（平成１６年）

注） 1 有機栽培は、有機農産物JAS規格で示している生産の方法

2 慣行栽培との対比は、調査対象農家が、当該ほ場において農薬、化学肥料を用い、おおむねその地域の一般的な方法で栽培したとした場合の経営収支、労働時間等を１００とした場合の数値

○ 環境に配慮した農産物の生産にあたっての問題点に関する農業者の意識（複数回答）

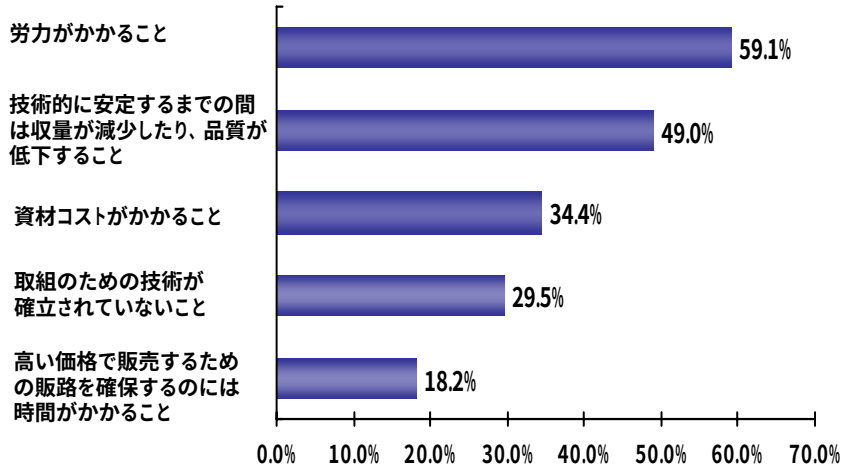

資料）農林水産省情報課
「農林水産情報交流ネットワーク事業 全国アンケート調査
農産物の生産における環境保全に関する意識・意向調査結果」（平成１７年度）

○ 野菜作農家の経営収支（事例）（平成１０年産）

（調査農家のいる地域における慣行栽培の経営収支、労働時間等を１００とした場合の数値）

区　分	事例数	10a当たり販売収入	10a当たり経営費	10a当たり所得	10a当たり販売量	1kg当たり販売価格	10a当たり労働時間
有機栽培	61	64～263	50～545	39～805	40～200	40～200	75～300

資料）農林水産省統計情報部「環境保全型農業推進農家の主要野菜の経営分析事例集」（平成１２年）を基に農産振興課で作成

注）有機栽培は、「有機農産物及び特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」時の栽培方法であり、転換期間中有機栽培（有機栽培の条件で、経過期間が3年未満、6ヶ月以上の栽培）を含む

1（2） 有機農業による農産物の生産 － ③ 生産の状況

○ こうした有機農業の実態を反映し、有機農業の取組について、実績が把握されている有機農産物（P.2、P.21参照）の格付数量、認定事業者（農家）数はともに増加しているものの、国内総生産量に占める有機農産物の格付数量は０．１６％であり、取組は未だ少ない。

○ 有機農産物の格付数量の推移

（単位：トン）

	平成１３年度	平成１４年度	平成１５年度	平成１６年度	平成１７年度
格付数量	33,734	43,759	46,192	47,428	48,172

資料）農林水産省 表示・規格課調べ
（JAS法施行規則に基づく登録認定機関からの報告を集計）

○ 有機農産物認定事業者（農家）の推移

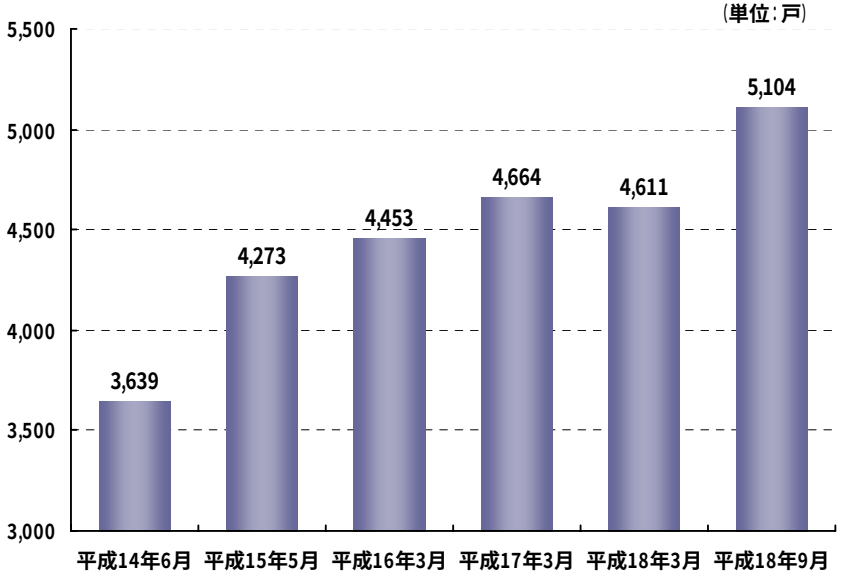

資料）農林水産省 表示・規格課調べ
注1）ＪＡＳ法に基づく登録認定機関の認定を受け、有機農産物JAS規格に基づく、生産を行う農家及び生産者組合等に参画している農家数を集計。
注2）平成18年９月は、同年３月改正JAS法施行に伴い、旧法及び新法に基づく認定事業者（農家）数を集計。

○ 国内の総生産量と有機農産物の格付数量(平成１７年度)

区　分	総生産量［国内］	格付数量［国内］	総生産量に占める割合
野菜	16,279,000 t	29,107 t	0.18 %
果樹	3,708,000 t	2,222 t	0.06 %
米	8,998,000 t	11,369 t	0.13 %
麦	1,058,000 t	655 t	0.06 %
大豆	225,000 t	877 t	0.39 %
緑茶（荒茶）	100,000 t	1,610 t	1.61 %
その他の農産物	161,000 t	2,332 t	1.45 %
合計	30,529,000 t	48,172 t	0.16 %

資料）総生産量：農林水産省「食料需給表（概算値）」
（緑茶（荒茶）の総生産量は農林水産省統計情報部の公表値）
格付数量：農林水産省表示・規格課調べ
（JAS法施行規則に基づく登録認定機関からの報告を集計）

1（2） 有機農業による農産物の生産 － ③ 生産の状況（その2）

○ 平成13年度の調査では全国の作付（栽培）面積の0．6％で化学肥料・化学合成農薬不使用の取組が行われている。
なお、平成13年度以降の全国の取組状況は把握されていない。

○ 有機農業の取組の割合（平成13年度、全国）

（単位：％）

作物		化学肥料・化学合成農薬不使用	うち、たい肥による土づくりを実施
計		0.6	0.4
稲作		0.6	0.4
麦類		0.1	0.0
豆類		0.7	0.2
野菜	（露地）	0.6	0.5
	（施設）	0.2	0.2
果樹	（露地）	0.8	0.3
	（施設）	0.1	0.0

資料）農林水産省統計部「平成13年度持続的生産環境に関する実態調査　環境保全型農業による農産物の生産・出荷状況調査報告書」（平成15年3月）を基に農産振興課で作成

注）1 「計」は、稲作、麦類、豆類、野菜、果樹のほか、いも類、工芸農作物を合計したもの

2 取組の割合は、作物ごとにそれぞれ平成13年作付（栽培）面積に対する割合

1（3） 有機農産物の流通、消費

○ 有機農産物は、作物ごとの違いはあるが、生産者と消費者や消費者団体、実需者（食品加工、外食等）が直接結びついて流通するものが多い。

○ 消費者による有機農産物の購入についての調査では、「よく購入する」（19%）、たまに購入する（52%）を含めると7割が有機農産物を購入。その購入理由は「一般の農産物より安全・安心だと思うから」が76%を占め、「環境にやさしい農産物だから」（5%）を大きく上回っている。

○ また、今後の意向については「価格が低くなれば購入したい」など一定の前提を置いた場合を含めると、ほとんどの消費者が有機農産物を購入したいとの意向を示している。

○ 有機農産物の出荷状況

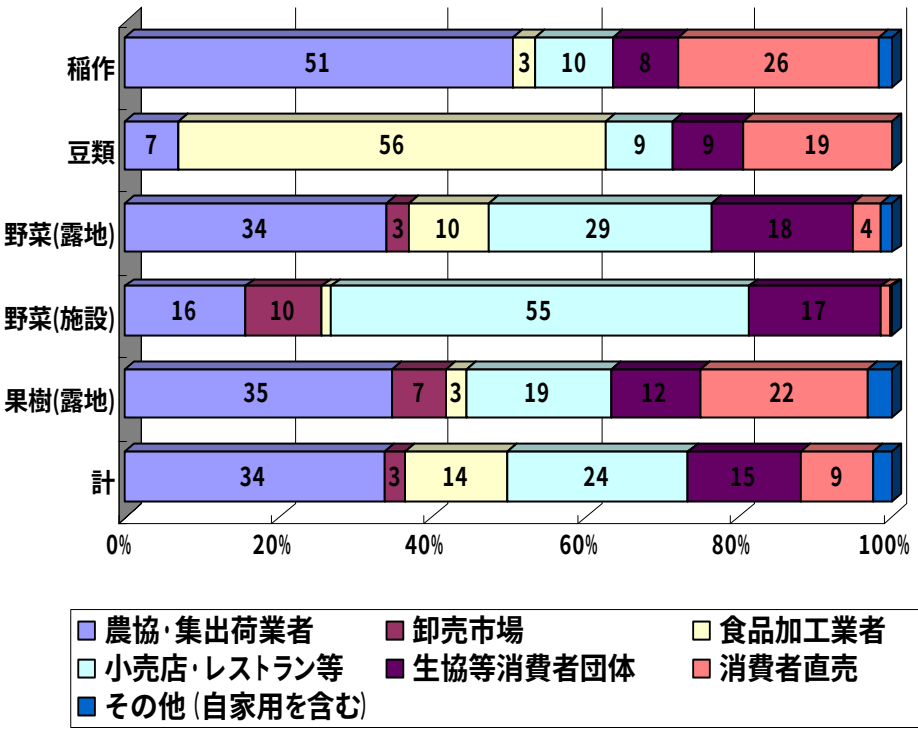

資料）農林水産省統計部
「平成13年度持続的生産環境に関する実態調査
環境保全型農業による農産物の生産・出荷状況調査報告書」（平成15年3月）

○ 消費者による有機農産物の購入

①有機農産物の購入頻度

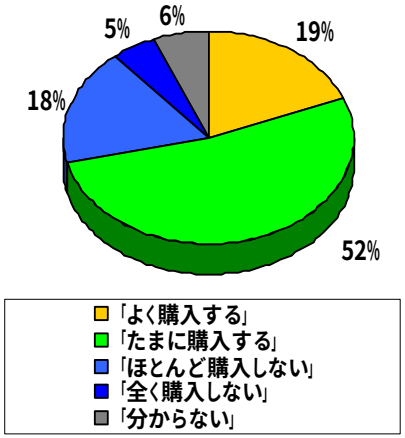

②有機農産物を購入する理由（複数回答（2つ以内））

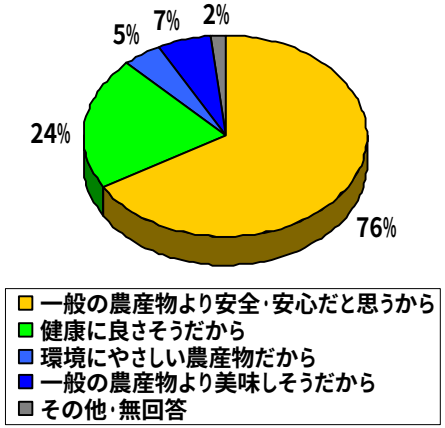

③有機農産物の今後の購入意向

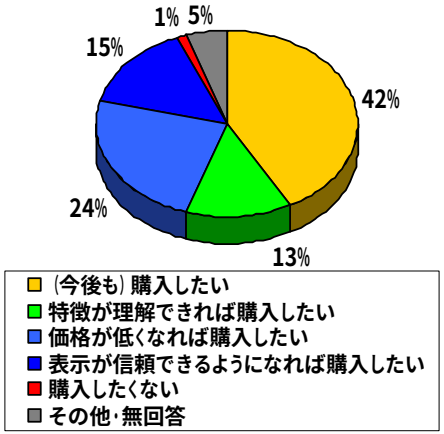

（参考）
①で有機農産物を「全く購入しない」又は「ほとんど購入しない」と回答した主な理由
- 普通の農産物より高いから
- 近所に売っていないから
- 本当に有機農産物であるか信用できないから

資料）農林水産省 消費・安全政策課
「平成16年度食料品消費モニター1回定期調査結果」

○　有機農産物を利用する実需者（食品加工業者、外食産業）を対象とした調査においても、その取扱のきっかけ（理由）としては健康志向のヘルシー商品（メニュー）としての差別化と回答する者の割合が最も高い。

○　また、今後の取扱については、実需者の多くが有機農産物を利用したいとの意向を示している。

○　食品加工業者による有機農産物の利用

・JAS法に基づく有機農産物加工食品の認定製造業者（300事業者）を対象として平成14年度に（財）農産業振興奨励会が行ったアンケート調査結果（149事業者から回答）を集計

・回答者のうち、調査時点で有機農産物等（化学肥料・化学合成農薬の使用を軽減して栽培された農作物を含む）を利用していると回答した者の割合は96％

①　有機農産物等を取り扱う理由（複数回答）

（調査時点で有機農産物等を利用している事業者の回答を集計）

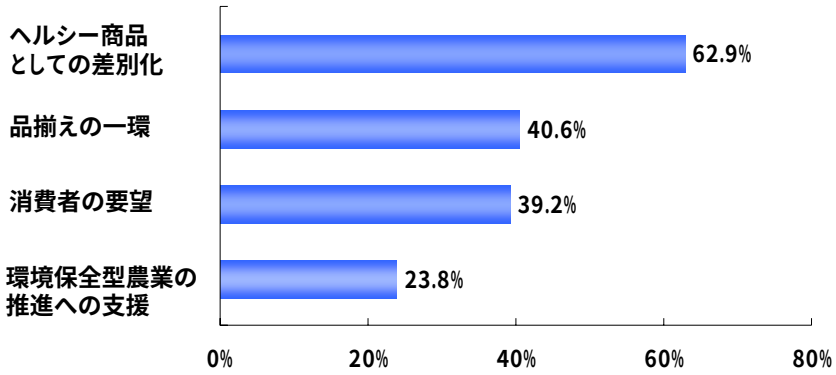

②　有機農産物等の今後の取扱の意向

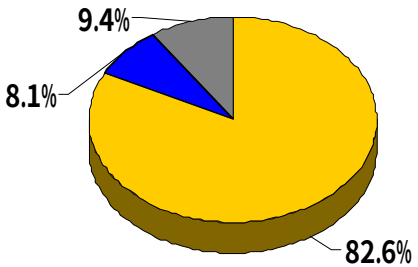

②で有機農産物の使用を減らす又はやめると回答した主な理由
・商品の売り上げが伸びない
・必要量を確保できない

■ 今後も使用する又は増やす
■ 使用を減らす又はやめる
■ その他

○　外食業者による有機農産物の利用

・（社）日本フードサービス協会の会員企業（300社）を対象として平成14年度に（財）農産業振興奨励会が行ったアンケート調査結果（81事業者から回答）を集計

・回答者のうち、調査時点で有機農産物等（化学肥料・化学合成農薬の使用を軽減して栽培された農作物を含む）を利用していると回答した者の割合は24.7%

①　有機農産物等を取り扱う理由（複数回答）

（調査時点で有機農産物等を利用している事業者の回答を集計）

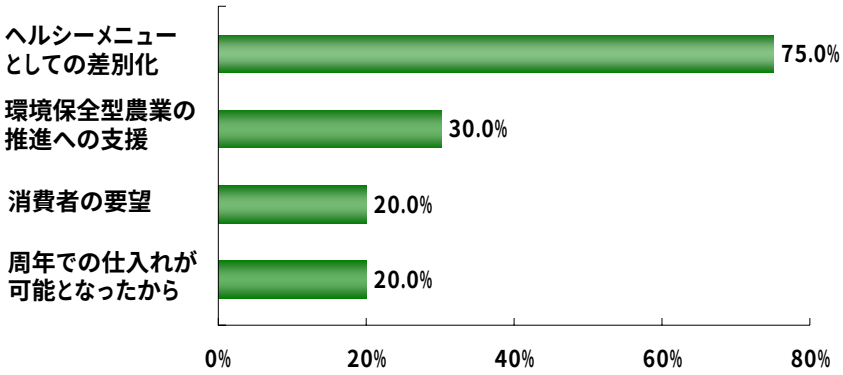

②　有機農産物等の今後の取扱の意向

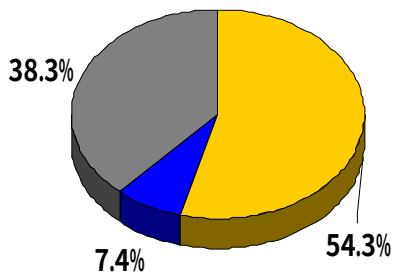

②で有機農産物の使用を減らす又はやめると回答した主な理由
・仕入れ値が高い
・周年仕入れができない

■ 有機農産物を使ったメニューを始める又は利用を増やす
■ 使用を減らす又はやめる
■ その他(現状維持（不使用）、無回答)

2　有機農業の推進に関するこれまでの取組
(1)　有機農業等の推進に関する施策の概要

○　農林水産省では、生産性との調和に留意しつつ、肥料･農薬の使用低減等による環境負荷の軽減に配慮することが重要との観点から、平成4年から有機農業を含む環境保全型農業を全国的に推進。
○　この中で、特に有機農業等の推進に関する施策として技術の開発･普及、条件整備への支援、流通･販売面の支援等を実施。なお、有機農業に取り組む農業者の一部を対象とした調査事例を見る限り、これらの施策を活用せずに有機農業に取り組んできた者も相当程度存在。

○　有機農業等の推進に関する施策の概要

技術の開発･普及	**○国、都道府県等による実践技術の改良開発** 病害虫に強い品種の開発、天敵昆虫、微生物等を利用した 化学資材低減のための個別技術の開発、IPM技術の確立 等 **○民間等による新たな資材･機械の開発** 生物農薬、肥効調節型肥料、高精度水田用除草機等の開発 等 **○協同農業普及事業の実施、就農準備校等における研修**
技術導入･条件整備等への支援	**○農林漁業金融公庫資金等の融通** **○補助事業の実施** 土壌分析施設、たい肥の生産･流通施設、たい肥散布機械等の整備　等 **○持続農業法に基づく認定を受けたエコファーマーへの支援**
社会的受容条件の整備、流通･販売面の支援	**○パンフレットの配布等によるPR、シンポジウムの開催** **○優良な取組の表彰･情報発信** **○卸売市場改革の推進、生産出荷情報の提供** **○有機･特別栽培農産物に対する表示ルール･検査認証制度の整備**

(参考)
○　有機農産物認定事業者（農家）における施策の活用状況

･環境保全型農業推進コンクール（P.24参照）の受賞者を対象として平成18 年度に農林水産省農林水産政策研究所においてアンケート調査を実施
･この中で調査時点でJAS法に基づく登録認定機関の認定を受け、有機農産物JAS規格に基づく生産を行っているとの回答を行った者（回答者145名のうち45名が該当）の回答を農林水産省農産振興課で集計

①栽培技術の習得先（複数回答）

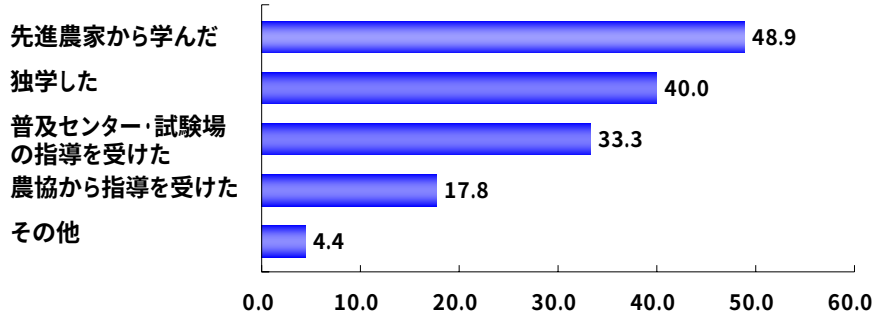

②有機農業に取り組むにあたって利用した資金、補助金（複数回答）

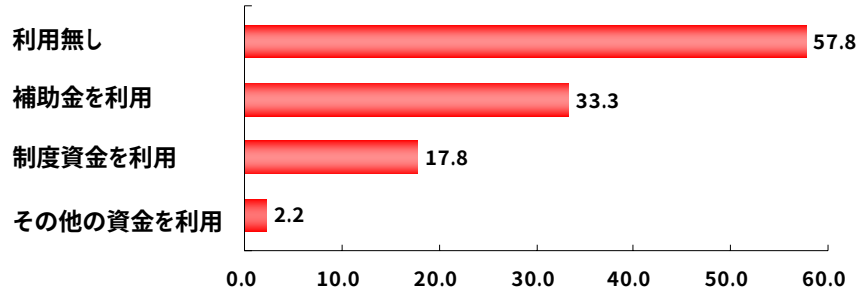

③エコファーマーの認定
回答者のうちエコファーマーの認定取得の割合は　31．1％

2（2） 有機農業等に関する技術導入の支援 ― ① 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律

○ 平成11年に、「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」を制定し、たい肥等による土づくりと化学肥料・化学合成農薬の使用低減に一体的に取り組む農業者（エコファーマー）を支援。

○ 持続農業法の概要

都 道 府 県

持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針
（導入の促進を図る持続性の高い農業生産方式の明確化）

［認定］

農 業 者（エコファーマー）

持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画
（土づくり技術+化学肥料使用低減技術+化学合成農薬使用低減技術の導入計画）

○金融・税制上の特例措置
・農業改良資金の貸付けに関する特例(償還期間の延長（10年→12年）
・特定農業機械取得時の課税特例（初年度30％の特別償却又は7％の税額控除）
（平成19年度から経営所得安定対策等の導入に伴う新たな税制特例が創設されること等に伴い平成18年度限りで廃止）
○都道府県による助言、指導等

○ 持続性の高い農業生産方式のイメージ（キャベツの例）

慣行的な生産方式

○ 土づくり：たい肥の施用
○ 施肥：化学肥料の施用
化学肥料施用量 15.6kgN/10a
○ 防除：化学合成農薬による防除
化学合成農薬使用数 10回

持続性の高い農業生産方式

○ 土づくり：土壌診断に基づくたい肥の適切な施用
○ 施肥：基肥に肥効調節型肥料を施用
化学肥料施用量 11.8 kgN/10a
○ 防除：生物農薬や防虫ネット等の活用による農薬散布回数の低減
化学合成農薬使用数 8回

○ 持続農業法における「持続性の高い農業生産方式」

1 土づくりに関する技術	
①たい肥等有機質資材施用技術	土壌の調査を行い、その結果に基づきたい肥等有機質資材を施用する技術
②緑肥作物利用技術	土壌の調査を行い、レンゲ等の緑肥作物を栽培して、農地にすきこむ技術
2 化学肥料低減技術	
①局所施肥技術	化学肥料を作物の根の周辺の肥料が利用されやすい位置に集中的に施用する技術
②肥効調節型肥料施用技術	肥料成分が溶け出す速度を調節した化学肥料を施用する技術
③有機質肥料施用技術	なたね油かす等の有機質肥料を化学肥料に代替して施用する技術
3 化学農薬低減技術	
①温湯種子消毒技術	種子を温湯に浸漬することにより、当該種子に付着した有害動植物を駆除する技術
②機械除草技術	機械を用いて、畝間・株間に発生した雑草を物理的に駆除する技術
③除草用動物利用技術	アイガモ、コイ等を水田に放飼し、除草を行わせる技術
④生物農薬利用技術	天敵等を利用し、病害虫を駆除する技術
⑤対抗植物利用技術	土壌の線虫の生育を妨げる物質を分泌する植物を栽培することにより、当該線虫を駆除する技術
⑥抵抗性品種栽培・台木利用技術	有害動植物に対して抵抗性を持つ品種に属する農作物を栽培し、又は当該農作物を台木として利用する技術
⑦熱利用土壌消毒技術	土壌に対して熱を加えてその温度を上昇させることにより、土壌中の有害動植物を駆除する技術
⑧光利用技術	有害動植物を駆除し、又はそのまん延を防止するため、有害動植物を誘引し、もしくは忌避させ、又はその生理的機能の抑制効果を有する光を利用する技術
⑨被覆栽培技術	不織布、フィルム等の被覆資材により作物を病害虫から物理的に隔離する技術
⑩フェロモン剤利用技術	害虫のメスが放出するフェロモンを利用し、オスをトラップで捕殺したり、交信を撹乱する技術
⑪マルチ栽培技術	田畑の表面を紙、フィルム等で被覆し、雑草の発生を抑制する技術

注：平成18年度内に、有機質肥料施用技術の対象の拡大（たい肥等の特殊肥料の追加）、土壌還元消毒技術の追加を予定。

○ エコファーマーマーク

2（2） 有機農業等に関する技術導入の支援 ― ② 農地･水･環境保全向上対策

○ さらに平成１９年度からは、地域ぐるみでの農地、農業用水等の資源の保全向上対策と一体的に、持続性の高い農業生産方式の導入により化学肥料や化学合成農薬を大幅に低減するなど、地域でまとまって環境負荷を低減する先進的な営農活動を支援する「農地･水･環境保全向上対策」を導入

〔対策の仕組み〕

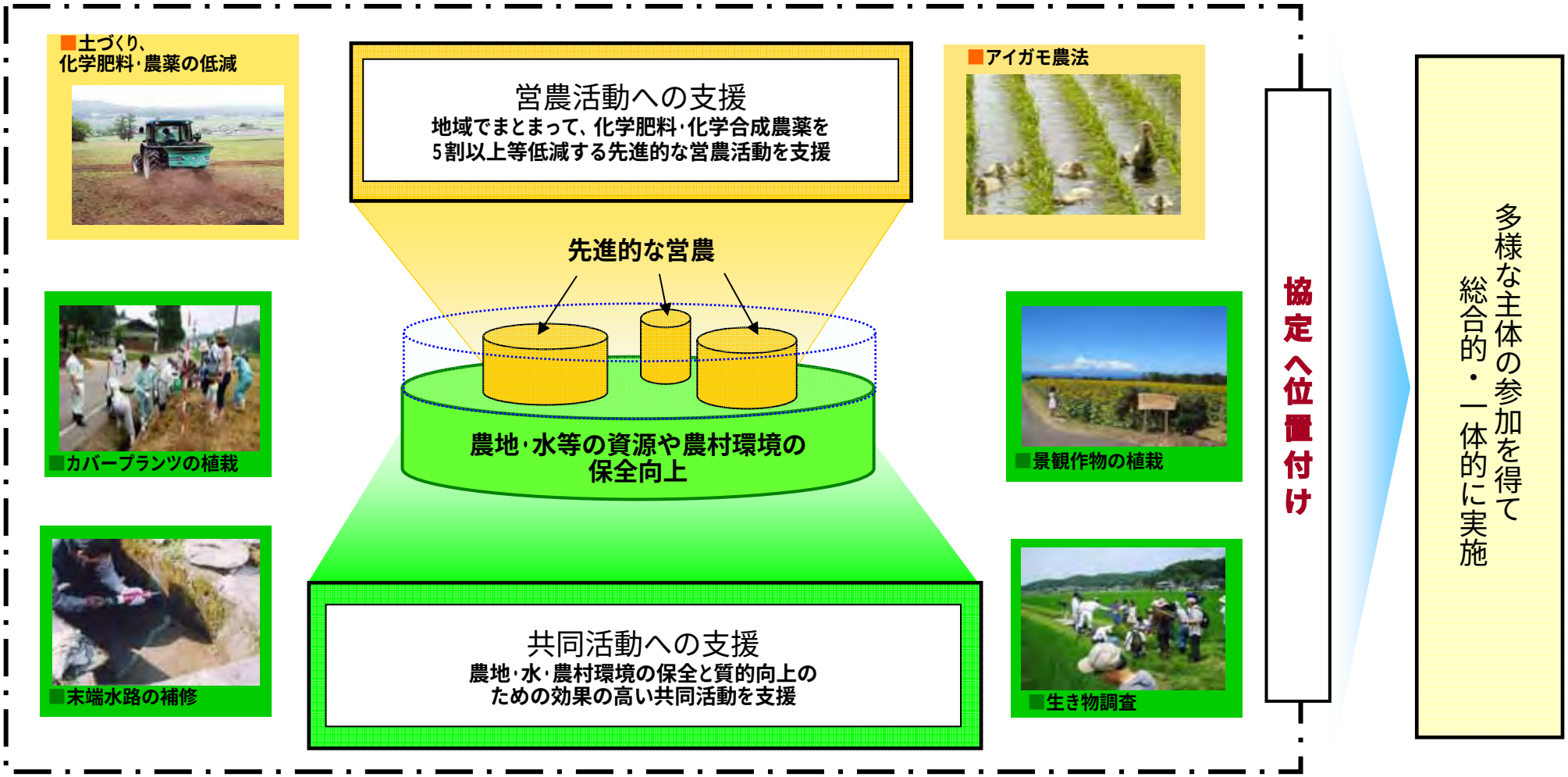

〔営農活動への支援の内容〕

【支援対象とする取組】

相当程度のまとまりをもって、化学肥料や農薬を原則5割以上低減する等の先進的取組

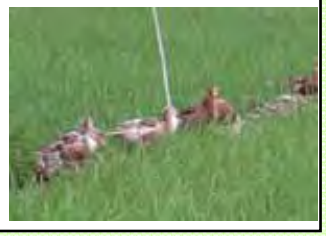

一体的実施

地域全体の農業者による環境負荷低減に向けた共同の取組

【支援の仕組み】

①先進的営農支援（技術の導入に対する支援）

支援単価（○○円/10a） × 取組面積 ＝ 交付額（取組農家への配分可）

10a当たり支援単価（国と地方の合計）

作物区分	10a当たり単価（円/10a）
水稲	6,000 円
麦・豆類	3,000 円
いも・根菜類	6,000 円
葉茎菜類	10,000 円
果菜類・果実的野菜	18,000 円
施設で生産されるトマト、きゅうり、なす、ピーマン、いちご	40,000 円
果樹・茶	12,000 円
花き	10,000 円
上記の区分に該当しない作物	3,000 円

○ 支援単価は技術の導入に係る掛かり増し経費に着目して設定

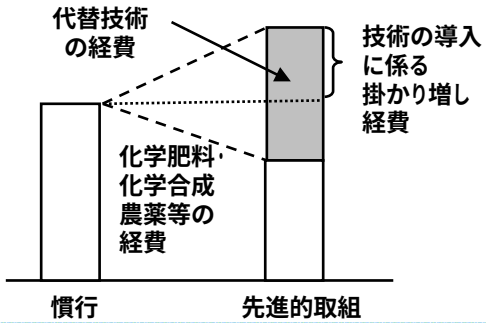

②営農基礎活動支援（地域全体で環境負荷低減に向けた取組を進めるための活動に対する支援）

集落等を単位とする支援
（1地区当たりの支援額（国と地方の合計）：20万円）

例：技術の実証・普及、土壌・生物等の調査分析等

2（3） 有機農業等に関する技術の研究開発 ― ① 研究開発の推進

○ 農林水産研究基本計画（平成17年3月30日農林水産技術会議決定）の重点目標の一つとして「農林水産業の生産性向上と持続的発展のための研究開発」を位置づけ、有機農業を含む環境保全型農業に資する新たな技術の開発とその体系化に向けて取り組んでいる。

○ 具体的には、①委託プロジェクト研究 ②競争的研究資金 ③独立行政法人運営費交付金プロジェクト研究 において、産学官連携の下に推進している。

○ 都道府県においても、それぞれの地域特性に応じた環境保全型農業の研究開発を推進している。

平成 15 16 17 18 19 20

委託プロジェクト研究

生物機能を活用した環境負荷低減技術の開発（H16-20）【農研機構、農環研、新潟県、宮崎大学 等】
（ダイズモザイクウイルスの系統識別と弱毒ウイルスを利用した完全種子生産による褐斑粒発生抑制技術の開発、土着天敵アブラバチ類とバンカープラント法を活用したアブラムシ防除技術の開発 等）

競争的研究資金

＜ 採択課題例 ＞

微生物の防除機能を利用したメロンえそ斑点病防除技術の緊急開発（H15-17）【農研機構、千葉県、兵庫県 等】 等

土壌消毒と生物防除による施設野菜・花きの土壌病害の複合防除技術の開発（H16-18）【農研機構、農環研 等】 等

土壌微生物群集制御による土壌病害抑止力誘導技術の開発（H17-19）【農研機構、石川県、岐阜県 等】 等

ダブルフェロモンと多機能型トラップによるカキ害虫IPMの確立（H18-20）【農研機構、岐阜県、島根県、福岡県】 等

独立行政法人運営費交付金プロジェクト研究

有機農業の土壌環境への影響評価と環境保全効果の検証（H15-19）【農研機構】
（たい肥連用畑土壌における窒素収支、露地野菜畑の土壌環境に及ぼす有機質資材多投の影響評価と適正化 等）

東北地域における農薬5割削減リンゴ栽培技術体系の確立（H17-21）【農研機構】
（複合交信かく乱剤の効果的利用の開発、中耕除草機等の利用による地表面管理技術の確立 等）

2（3） 有機農業等に関する技術の研究開発 ― ② 主な研究成果（その1）

○ 化学合成農薬代替技術については、総合的病害虫管理（Integrated Pest Management; IPM）の考え方に基づき、物理的、生物的、耕種的防除技術の開発とその体系化により、化学合成農薬を50%削減できるIPMマニュアルを公表した。

IPMとは：化学合成農薬だけでなく、物理的、生物的、耕種的防除を組み合わせ、農作物の被害を許容水準以下に管理する技術。

生物的防除

フェロモン剤

性フェロモンを利用した交信かく乱による害虫防除

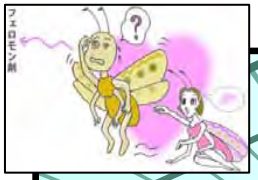

天敵昆虫（バンカー法）

天敵のエサとなるが作物には無害である虫（代替餌）と、その虫が住みつく植物（バンカー植物）を用いて天敵を維持することにより、天敵による害虫防除を効果的に行う方法

物理的防除法

マイクロ波土壌消毒

マイクロ波により土壌を加熱し、土壌を消毒

熱水土壌消毒

熱水により土壌を加熱し、土壌を消毒

耕種的防除法

抵抗性品種、台木の利用

病害虫に抵抗性のある品種・台木を使用する

対抗植物

有害線虫を減らす効果のあるマリーゴールドなどの作付け

フィールドサーバ

温度、日射量等のセンサーやデジタルカメラ等で、ほ場をモニタリング

発生予察法

気象情報等に基づく発生時期・発生量の予測

IPMマニュアル

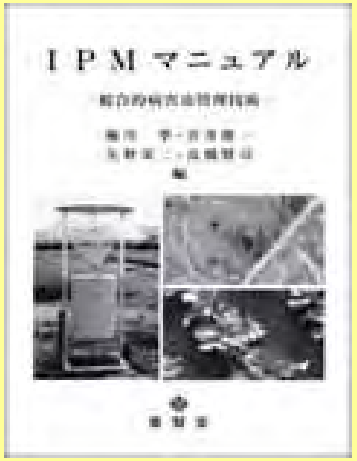

施設トマト、キャベツなど10品目について、農薬使用量を慣行防除に比べて50%前後削減可能な体系を公表。

2（3） 有機農業等に関する技術の研究開発 ― ② 主な研究成果（その2）

○ 化学肥料代替技術については、家畜排せつ物由来のたい肥を肥料として容易に利用するための技術を開発している。
○ 有機質肥料で育てた野菜と化学肥料で育てた野菜の判別技術を開発した。

○ 成分調整をして成型した家畜排せつ物由来のたい肥の製造と利用技術

たい肥の生産は増加しているが、その利用が進まない理由
・肥効が安定しない
・機械散布が容易でない
・水分含有量が多く、取り扱いがしにくい

各作物が要求する養分組成や肥効パターンに調整（成分調整）し、成型して使いやすい製品に仕上げること（ペレット化）により解決

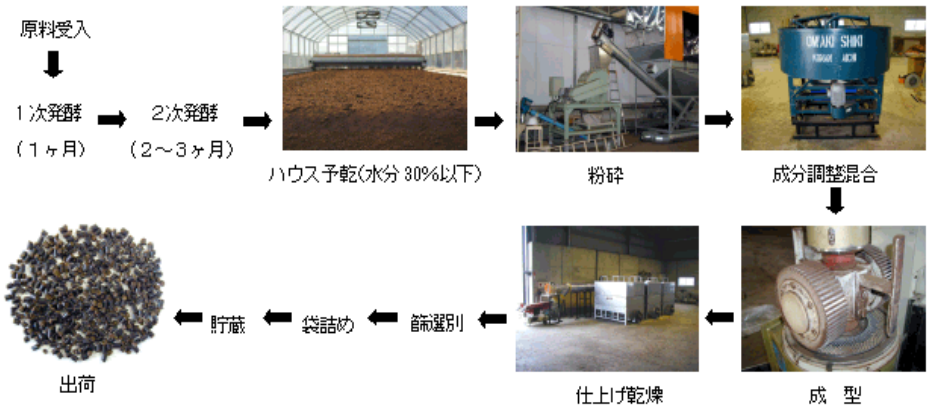

図1 成分調整成形たい肥の生産加工工程

成分調整成型たい肥の有効性は、小麦、大豆、メロン、トマト、ホウレンソウ、レタスなどの作物で栽培試験によって確認されている。
・化学肥料使用の場合と比較して収量や品質に問題が無い。
・散布作業性が良く、経済性でも優れている。

○ 重窒素の割合（δ^{15}N）の割合の違いにより、有機質肥料で育てた野菜と化学肥料で育てた野菜を判別する技術

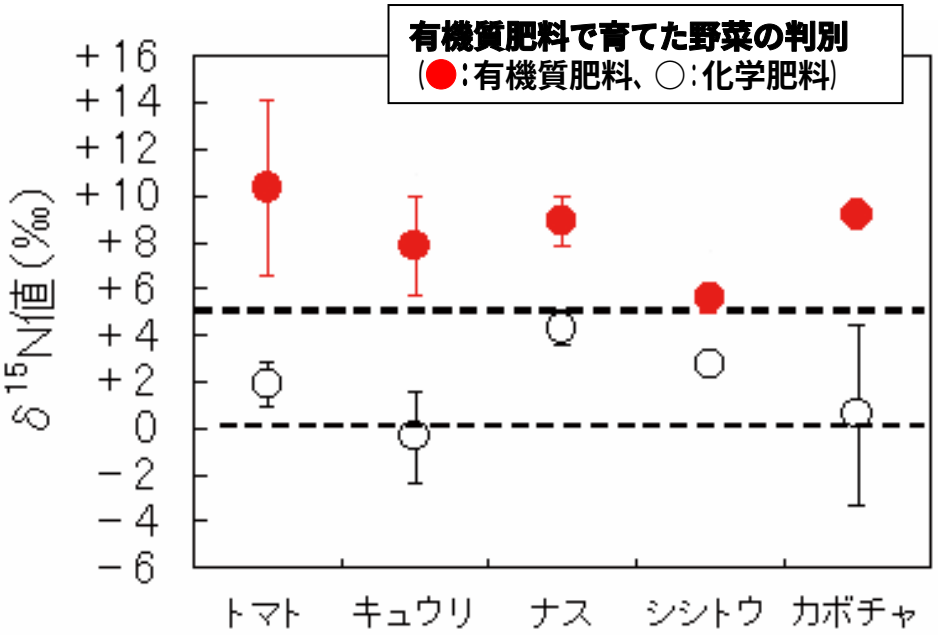

偽装のチェックや抑止により、有機農業で生産された農産物の信頼向上に貢献

2（3） 有機農業等に関する技術の研究開発 ― ③ 民間における取組

○ 有機農業に関する技術の開発･普及については、農家をはじめとする民間のレベルで様々な団体が独自の活動を展開。
○ これらの民間開発技術の中で、化学肥料や化学合成農薬の代替効果が認められるものは、持続農業法における「持続性の高い農業生産方式」の技術として位置づけ、その普及に努めている。

○有機農業に関する技術の開発･普及に取り組む民間団体（例）

（設立順）

機 関 名	設立年	取組の概要
社団法人全国愛農会	昭和２０年 （全国愛農会としての設立年）	有機農業技術の研究開発、有機農業を目指す者への教育･指導等、 有機ＪＡＳ登録認定機関
ＮＰＯ法人 日本有機農業研究会	昭和４６年	有機農業の生産、有機農業用の種苗等に関する調査･研究、有機農業の普及啓発等
財団法人 自然農法国際研究開発センター	昭和６０年	自然農法の研究開発、生産者･消費者への自然農法の普及等 有機ＪＡＳ登録認定機関
全国合鴨水稲会	平成４年	アイガモ農法を実践する生産者の自発的な学習組織 全国合鴨フォーラムの開催、アジアの生産者等との交流
ＮＰＯ法人 民間稲作研究所	平成９年	有機稲作技術の開発、技術講習の実施 有機栽培用種子の採取等

資料）農林水産省農産振興課調べ

注） 上記に掲げる団体のほか、有機農業者等で構成する様々な組織や企業等において有機農業に資する技術の開発･普及を実施

○民間で開発された技術（農法）の例

技術（農法）の名称	技術の概要
アイガモ農法	水田にアイガモを放して、害虫や発芽間もない雑草の駆除を行う農法。なお、アイガモの排せつ物は肥料となる。
特定の微生物資材を利用した農法	微生物資材を家畜排せつ物に混和して発酵を促進する方法や土壌そのものに混和して土壌環境の改善等を図る農法。
アルギット農法	ミネラル、ビタミン類が豊富なアルギットをたい肥、有機質肥料をつくる際に混和することで、作物体の生育の改善、土壌改良的な効果を期待する農法。 アルギットはノルウェー産の海草。
水稲種子温湯消毒	水稲種子に付着し、苗の徒長等を引き起こす病原菌を防除するため、６０℃のお湯に１０分間種子を浸漬する、薬剤に頼らない消毒方法。

資料）農林水産省農産振興課調べ

2（4） 有機農業等に関する技術の普及指導 ― ① 協同農業普及事業等での取組の推進

○ 有機農業をはじめ環境と調和した農業生産に向けた取組への支援を協同農業普及事業の主要課題として位置付け、重点的に推進するとともに、普及指導センター、市町村、ＪＡ等の関係機関が連携して有機農業技術の普及を推進。

○ 協同農業普及事業の基本的な仕組み

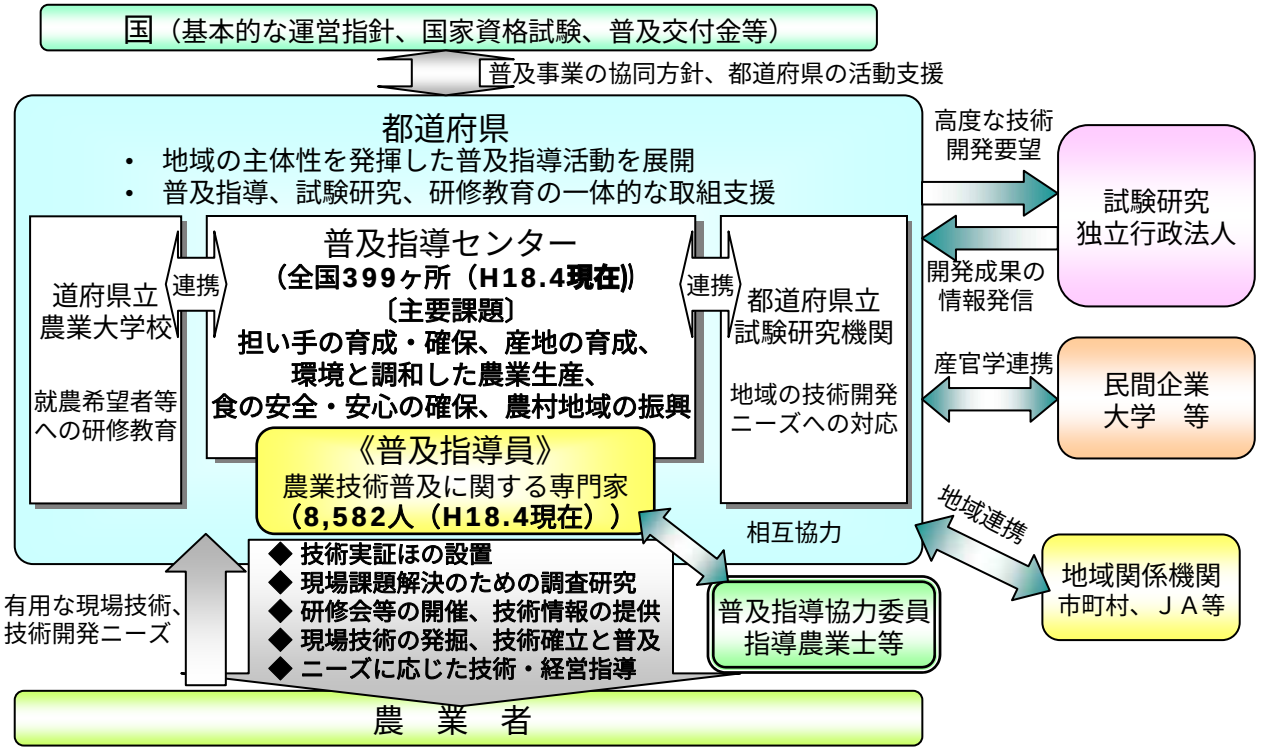

○ 国における普及指導員に対する研修の実施例（平成18年度：環境関係）

研修名	主な研修内容	実施機関	受講者数
環境保全型農業支援研修	・環境保全型農業推進のためのIPM技術等実践的技術 ・環境保全型農業の取組に関する事例研究 ・環境保全型農業の推進と指導方法	農林水産省 農林水産研修所農業技術研修館	43名
革新的農業技術習得研修の一部	・イチゴを中心とした天敵利用等によるIPM技術 ・土壌燻蒸剤によらない省力的なセンチュウ防除技術 ・茶のクワシロカイガラムシの生態解明と防除法	独立行政法人 農業・食品産業技術総合研究機構	36名

○ 取組事例（福島県）

○ 県農業総合センターを核に、地域別に各地の普及指導センターを中心とした有機農業の推進体制を構築。
○ 水稲、園芸作物を中心に、有機農業に関する技術の実証展示ほを県内に十数カ所設置。
○ 生育情報・病害虫発生情報等の共有、技術検討会等を開催。

○ 取組事例（岡山県）

○ 都道府県として全国に先駆けて有機農業を推進。
○ 普及指導センターでは、有機農業に関する技術の実証展示ほの設置等により、当該技術を確立・普及。
○ ＪＡ等の関係機関と連携し、新規栽培者に対する入門研修、生産安定技術に関する現地研修、生産管理記録の徹底、ＰＲ活動の支援等により、有機農業に取り組む生産集団のモデル的な育成を推進。

○ 取組事例（長野県木島平村）

○ 「有機の里づくり」を宣言し、豊かな自然と共生する村づくりを推進。
○ 村役場をはじめＪＡや公社、普及指導センター等地域の関係機関からなる推進体制を構築。
○ 家畜排せつ物等のたい肥化と土づくりを推進するとともに、農薬及び化学肥料を削減する代替技術実証や技術指導を地域ぐるみで活動展開。

2（4） 有機農業等に関する技術の普及指導 ― ② 新規就農者等に対する指導･支援

○ 有機農業等に取り組みたい新規就農希望者等に対して、道府県農業大学校等における研修教育や就農支援資金の貸付け等により支援。

○ 道府県農業大学校における研修教育の事例

(1) 新たに就農しようとする者に対する有機農業実践学習
(北海道立農業大学校)

ねらいと概要　作物栽培や病害虫防除、肥培管理等の教科において、有機農業に関する講義と有機ＪＡＳの認定ほ場での実習を実施するなど、理論、制度、実践面から総合的に研修する。

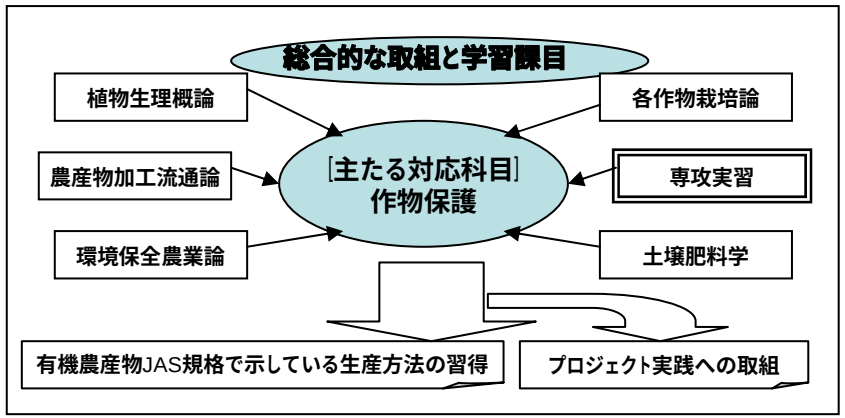

(2) 農業者を対象とした環境保全型農業の研修
(兵庫県立農業大学校)

コ ー ス 名　環境創造型農業技術研修

研修のねらい　消費者の間で高まる農産物の安全・安心志向の中で農薬節減・化学肥料節減栽培など環境にも配慮した環境創造型農業の技術について理解を深め、生産現場での実践方策を探る。

研 修 内 容
・黄色蛍光灯による害虫防除
・実践農業者の講話、意見交換　等

○ 就農準備校における有機農業研修事例

◆東京校 ((社)全国農村青少年教育振興会) 滝野川Ｅメール塾 (入門コース)
インターネットを活用し、在宅のまま、有機農業の歴史等の基礎知識に加え、有機農業の栽培理論や認証制度等有機農業の経営と流通に関する知識を習得。（研修期間４か月）

◆水戸校 (日本実践学園) 小川教室 (専門コース)
有機農業実践農家で、野菜を中心に稲作、畜産、加工等の有機農業の実践的技術・経営を習得。（研修期間６か月）

水戸校小川教室での栽培実習
（大豆の定植作業）

就農準備校；就農希望者が現在の職業に就いたままで週末や平日夜間に受講できる農業研修。

○ 就農支援資金による支援内容

区　分	資金の種類	貸付対象	貸付限度額
就農研修資金	農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修に必要な資金	就農希望者（個人）又は農業法人等（経営体）	・農業大学校等→５万円／月 ・先進農家等（国内外）→１５万円／月 ・指導研修（青年）→２００万円
就農準備資金	住居の移転、資格の取得、就農先の調査等就農の準備に必要な資金		２００万円
就農施設等資金	農業経営を開始するのに必要となる機械・施設の購入等に必要な資金	就農希望者（個人）	・青年（※） →２，８００万円及びそれを超える額については９００万円又は必要な資金の額の１／２のいずれか低い額 ・中高年（※） →１，９００万円及びそれを超える額については９００万円又は必要な資金の額の１／２のいずれか低い額 ※経営開始後５年間

※青　年：１５歳以上３０歳未満の方（都道府県知事の特認により４０歳未満の者）
中高年：５５歳未満の方（都道府県知事の特認より６５歳未満の者）

2（5） 有機農業で生産される農産物の流通･販売面の支援 － ① 卸売市場改革の推進、生産出荷情報の提供

○ 卸売市場流通において、卸売業者や仲卸業者の取引規制を緩和し、卸売業者等が自ら有機農産物などを買付集荷することなどを推進。
○ 有機農業で生産される農産物の生産出荷情報をネットカタログとして登録し、生産者と流通関係者等との橋渡しを支援。

卸売市場改革の推進

買付集荷の自由化

卸売業者が委託集荷、買付集荷のいずれも可能

第三者販売・直荷引きの弾力化

生産者や外食・加工・小売業者等と、卸・仲卸業者との連携強化を図るため、卸売業者が市場内の仲卸業者以外の第三者へ販売することや仲卸業者が産地から直接、荷を引くことができるよう規制を緩和

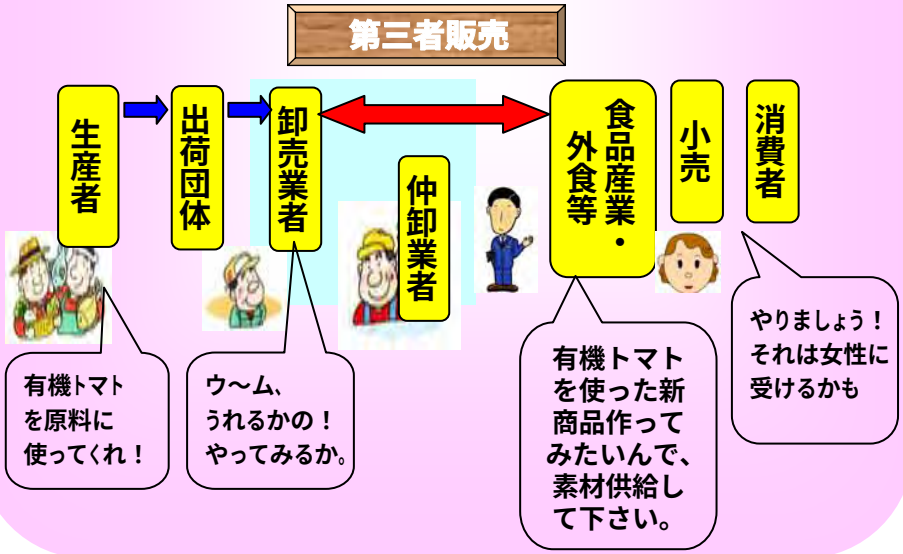

SEICA（青果）ネットカタログの仕組み

ＳＥＩＣＡを活用する効果

- **生産者の販路拡大のチャンス**
- **流通業者等の仕入れ先の開拓**
- **生産者と消費者の「顔の見える関係」の構築**

カタログ登録数 ７，３９２件
うち有機栽培区分 ７５７件
（平成19年1月10日現在）

生産者がインターネット上で有機農産物をはじめとする農産物の情報を登録。
農産物にWebアドレス、カタログ番号を記載し、出荷。

流通業者、消費者等はインターネット上で情報を検索、閲覧。

※SEICAは、農林水産省補助事業（平成１３～１４年度）により構築。

（財）食品流通構造改善促進機構が所有し、（独）農業･食品産業技術総合研究機構 食品総合研究所及び農林水産省の協力により運用

2（5） 有機農業で生産される農産物の流通･販売面の支援 － ② 有機農産物等の表示･認証

○ 国際規格に準拠して制定した有機農産物の表示･認証制度は、消費者の適正な商品選択とともに、生産者の有機農業への取組を流通･販売面で支援。

○ 有機農産物等に係る検査認証制度の制定の経緯

1 農産物に対する安全性や健康指向等に対する消費者の関心の高まりの中、「有機」、「減農薬」等の表示が氾濫し、消費者の適正な商品選択に支障が生じていたことから、平成4年に表示ガイドラインを制定し表示の適正化を図ってきた。

しかしながら、ガイドラインには強制力がないことから、有機農産物についての不適切な表示が行われたり生産基準の不統一が見られる等混乱している状況にあった。

2 一方、国際的には、平成3年からコーデックス委員会（FAO／WHO合同食品規格委員会)食品表示部会において、有機食品に係るガイドライン作成についての検討作業が開始され、平成11（1999年）年には、「有機生産食品の生産、加工、表示及び販売に係るガイドライン」（コーデックスガイドライン）が採択された。

3 このような状況を踏まえ、平成11年に改正されたJAS法に基づき、有機農産物やその加工食品に関する日本農林規格が制定(平成12年1月)され、表示の適正化が図られたところである（その後、有機畜産物等に関する日本農林規格についても制定。）。

4 なお、これらの有機食品に関する日本農林規格は、コーデックスガイドラインに準拠して定められたものであり、米、欧、豪等の諸外国においても、我が国と同様にコーデックスガイドラインに準拠した制度がある。

○ 有機農産物の生産方法の基準（ポイント）

- たい肥等による土づくりを行い、播種･植付け前2年以上及び栽培中に（多年生作物の場合は収穫前3年以上）、 原則として化学的肥料及び農薬は使用しないこと
- 遺伝子組換え種苗は使用しないこと

○ 検査認証制度の仕組み

1 登録認定機関の登録

農林水産大臣は、認定機関からの申請を受け、JAS法に定められた基準に基づいて審査を行い、登録認定機関として登録する。

2 認定事業者の認定

登録認定機関は、有機農産物の生産農家の認定の申請を受け、認定の技術的基準に基づいて審査を行い、認定する。

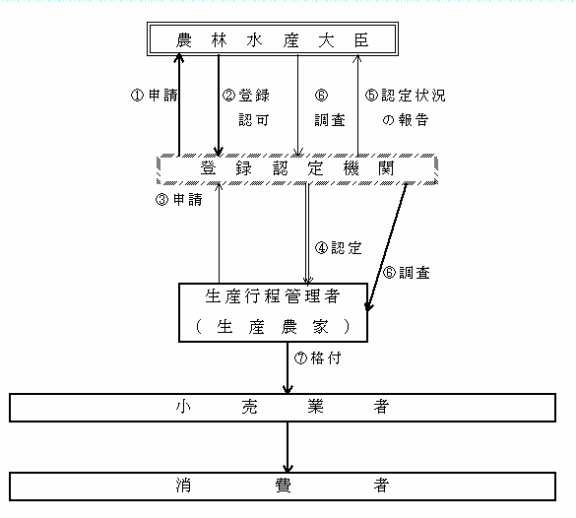

○ 有機農産物の表示と有機JASマーク

1 パッケージに「有機○○」等と表示

2 有機JASマークの付されたものでなければ、農産物と農産物加工食品には「有機○○」、「オーガニック」又はこれと紛らわしい表示は禁止。

（参考）

有機農業の推進に関する法律と有機ＪＡＳ農産物の関係

有機ＪＡＳ農産物
（農林物資の規格）

有機農産物の定義
（国際ルール（ＣＯＤＥＸ）に準拠）

①　栽培中：禁止された農薬・化学肥料を使用しない
②　遺伝子組換え技術を使用しない

③　たい肥等による土づくり
（土づくりの条件）
④　①による栽培を前２年以上行ったほ場で生産
（取組期間の条件）
⑤　禁止された農薬･化学肥料が周辺から飛来、流入しないよう措置
（緩衝地帯の条件）
⑥　収穫後も薬剤の汚染や一般農産物が混入しない管理
（収穫後の取り扱いの条件）

有機農業の推進に関する法律
（農法の推進）

有機農業の定義

①、②は有機ＪＡＳ農産物と同じ

（農法としては③～⑥は不要）
農法の推進は有機ＪＡＳ農産物の厳格な規定によらないで取組可能

◎有機農業への新たな取組を後押し
◎有機農業の普及に大きく貢献
（有機ＪＡＳの裾野拡大にも寄与）

○　有機農産物以外では、化学肥料、化学合成農薬の使用を地域の慣行レベルから半分以下にして栽培された特別栽培農産物に係る表示ガイドラインを制定。また、多くの都道府県において特別栽培農産物等に係る表示・認証制度を制定・運用。

○　特別栽培農産物に係る表示ガイドライン

☆　一般に流通される農産物に一定の表示ルールを定め、消費者の商品選択に資するとともに、生産者の努力を正当に評価するためのガイドライン。

○　特別栽培農産物表示ガイドラインのポイント

1　地域で一般的に使われる化学合成農薬と化学肥料の使用をそれぞれ半分以下にして栽培された農産物（特別栽培農産物）が対象。

2　化学合成農薬や化学肥料の削減割合については、地域における一般的な使用状況として都道府県などが定めた公正な水準（＝慣行レベル）と比較。

3　化学合成農薬や化学肥料をどれだけ減らした栽培なのかが分かるように、減らした割合やどのような農薬や化学肥料を使用したかについて表示。

＜表示方法の例示＞

農林水産省新ガイドラインによる表示

特別栽培農産物

農　　薬：栽培期間中不使用（食酢使用）
化 学 肥 料：当地比5割減（窒素成分）
栽培責任者　○○○○
住　　所　○○県○○町△△
連　絡　先　TEL□□-□□-□□
確認責任者　△△△△
住　　所　○○県○○町◇◇◇
連　絡　先　TEL□□-□□-▽▽

化学肥料の使用状況

使用資材名	用途	使用量
▽▽▽	元肥	窒素4kg/10a
◇◇◇	追肥	窒素1kg/10a

○　都道府県における特別栽培農産物等に係る表示・認証制度の制定状況

○　平成１９年1月現在、全国４３の都道府県で、都道府県を区域とする特別栽培農産物等に係る表示・認証制度を制定、運用

○　都道府県を区域とする特別栽培農産物等の表示・認証制度の策定主体（平成１９年1月現在）

策定主体	策定件数
都道府県	３５
都道府県外郭団体	2
ＪＡ経済連（全農地方本部）	4
地域協議会	2
その他	―
合計	４３

資料）農林水産省農産振興課調べ

2（6） 消費者等への普及啓発、交流

○ 持続農業法におけるエコファーマーの取組や有機農業で生産される農産物の表示ルール･検査認証制度の広報活動などを通じて、有機農業を含む環境保全型農業や有機農業で生産される農産物の理解を深めるための普及啓発を推進。
○ また、有機農業を含む環境保全型農業に対する国民の理解を増進するため、環境保全型農業推進コンクールを実施。
○ さらに、地域においては、補助事業などを活用しつつ、食育や農業体験学習、地産地消の活動などを展開し、有機農業に取り組む生産者と消費者の相互理解を深めるための交流を推進。

○ 普及啓発用の広報資料（事例）

（エコファーマーの取組）

（有機農産物の表示ルール･検査認証制度）

○ 環境保全型農業推進コンクール

1．目的

･環境保全型農業に対する国民の理解の増進
･環境保全型農業の面的拡大

2．主催

全国環境保全型農業推進会議

3．表彰の対象

① 意欲的に経営や技術の改善に取り組み、農村環境の保全活動を通じ環境保全型農業の発展に貢献しており、創造性があり、地域的な影響力を持った農業者、農業集団、自治体等
② ①の活動を積極的に支援している流通･消費関係団体等

○ 有機農業に取り組む生産者と消費者との交流（事例）

○ 四賀有機農業研究会の取組（長野県松本市）

○ 地域の児童に対するアイガモ農法等の説明や収穫体験の指導を通じた交流
○ 都会からのクラインガルテン利用者に対する栽培指導、収穫祭などのイベントを通じた交流
○ 都会からの留学生の児童との交流

2（7） 有機農業等に関する推進活動

○ 生産、流通、消費等幅広い関係者の相互理解と協力の下で、有機農業を含む環境保全型農業を推進する体制整備を推進。
○ こうした取組を通じて環境保全型農業全体の取組は進展。一方、有機農業については、未だ取組が少ないことから、環境保全型農業推進コンクールにおける表彰事例の情報発信などを通じて、地域における有機農業の推進体制の強化を図ることが必要。
○ さらに、都道府県に対し、有機農業の推進に関する法律に基づく推進計画の策定を働きかけることが必要。

○ 環境保全型農業の推進体制

[全　国]

全国環境保全型農業推進会議

1 生産・流通・消費等の分野の関係者、学識経験者、行政で構成
（有機農業の関係者も参画）
2 活動内容
・環境保全型農業の普及啓発
（ＰＲ、エコファーマーマーク）
・優良な取組の表彰・情報発信
（環境保全型農業推進コンクール）
・研修会（シンポジウム）の開催

ブロック環境保全型農業推進協議会

[都道府県]

都道府県環境保全型農業推進協議会等

[市 町 村]

市町村環境保全型農業推進協議会等

○ 環境保全型農業推進コンクールにおける有機農業の取組の表彰

（平成１７年度に表彰された取組（大賞）の例）

名称（所在地）	対象作物	取組概要
有限会社板倉農産（宮城県登米市）	水稲	農薬不使用・化学肥料不使用での栽培。農場内の稲わら、もみ殻、米ぬかの独自リサイクルシステムを確立。
沃土会（埼玉県深谷市）	ねぎ、コマツナ、ニンジン等	全品目で農薬不使用・化学肥料不使用での栽培。微生物を利用した土づくりを実践。
有限会社三ツ里生産（岐阜県大垣市）	茶	低コストで有機栽培(有機JAS認定)。土づくり、たい肥、有機質肥料の使用、予察用フェロモントラップによる発生消長の把握等を実践。
中和元気米クラブ（岡山県真庭市）	水稲	土づくり、アイガモ農法を実践。

○ 有機農業の推進に関する法律（抜粋）

（推進計画）
第７条　都道府県は、基本方針に即し、有機農業の推進に関する施策についての計画（次項において「推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2（8） 地域における取組

○ 有機農業に取り組む先進的な地域においては、行政、農業者、団体からなる連携・協力体制を構築し、地産地消、食育の活動などを通じて消費者、実需者の有機農業に対する理解の増進に努めつつ、有機農業に取り組む農業者の経営の安定を図っている。

○取組の事例

○ 兵庫県西脇市黒田庄地区の取組

1 取組の体制

・ 平成7年に行政、生産者、JAで構成する「黒田庄町有機の里づくり推進委員会」を結成
・ 各集落に推進員を配置して集落一体となって「有機の里づくり」を推進

推進体系図

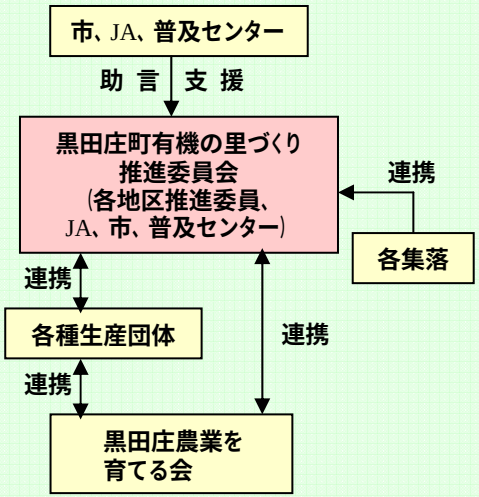

2 主な取組の内容

① 耕畜連携による地域内での資源循環
稲作農家→畜産農家（肥育牛） 稲わらの供給
畜産農家（肥育牛）→稲作農家 たい肥の供給

② 有機農業等の取組の推進
・土壌診断、作物の生育調査に基づく土づくり、施肥
・農薬・化学肥料不使用での栽培による新規作物（野菜）の導入 （レタス 38a、モロヘイヤ12a）
・特別栽培米の生産（ｺｼﾋｶﾘ3.5ha、山田錦11.8ha）

③ 特色ある販売体制の構築
・特別栽培米の酒造会社との契約栽培
・有機農業等で生産された野菜のファーマーズマーケットでの販売

④ 取組の普及啓発、消費者との交流、食農教育
・広報誌を通じた広報活動
・地区内の親子と農業者の農作業体験を通じた交流
・地区外消費者を対象とした農産物オーナー制度の導入

稲わら収穫後、たい肥散布を行う様子

地区内の子育てグループとの交流会の様子（ﾀﾏﾈｷﾞ収穫）

○ 愛媛県JA今治立花（今治市）の取組

1 取組の体制

今治市との連携・協力の下で学校給食を介した地産地消型の有機農業等を推進

2 主な取組の内容

① 農協が主体となり立花地区有機農業研究会を結成し、有機農業による野菜作を実施

② 学校給食への有機野菜等の供給
・有機野菜 立花地区5校 1,677食分/日（最大）（年間18.2ｔ）
・特別栽培米 市内全53校3園 15,665食分/日(最大)（JA越智今治と共同の取組） （年間117.9ｔ）

③ 食農教育
・ 児童による有機野菜栽培ほ場の見学
・ 学校給食を通じた「作物を作ることの大変さ」「食べ物の大切さ」への理解の促進
（児童が中心で給食感謝祭を開催、生産者を招待）

給食感謝祭

2（9） 民間における取組

○ 有機農業については、従来から民間団体において自主的に有機農業の普及･拡大に向けた諸活動を展開。一方、これらの団体と行政との連携･協力は必ずしも十分ではない。

○ 有機農業の推進に取り組む民間団体（事例）

（設立順）

組織の名称	設立時期	組織の概要	主な活動内容				
			研究開発	農業者への情報提供、普及啓発、農業者間の交流	消費者に対する普及啓発	消費者と有機農業者の交流	その他の活動
NPO法人日本有機農業研究会	昭和46年	有機農業の探求、実践、普及啓発、交流を目的に生産者と消費者、研究者を中心に結成。全国大会、研修会･講座、種苗交換会等開催	○	○	○	○	種苗交換会の開催、種苗の保存、有機農業公園の管理
大地を守る会	昭和50年	「自然環境に調和した、生命を大切する社会」の実現を目指し、市民運動と事業活動（有機農業で生産された農産物の宅配、卸、レストラン）を展開		○	○	○	有機農業で生産された農産物の宅配、卸、ﾚｽﾄﾗﾝ経営
財団法人自然農法国際研究開発ｾﾝﾀｰ	昭和60年	自然界の仕組み、特に土の力を最大限に活用する自然農法の技術確立･普及を目的に設立。有機JAS登録認定機関	○	○	○	○	有機農産物の認証
NPO法人アイフォームジャパン	平成13年	国際有機農業者運動連盟（IFOAM）の日本支部。国内の有機農業関係団体、登録認証機関等を中心に設立。普及啓発、国際的な視野に立った情報提供、国際会議への参加を実施		○	○		国際会議への参加
農を変えたい！全国運動	平成17年	有機農業の関係団体、個人が集まって結成。これまで有機農業推進のための全国集会等を実施		○			全国集会の開催
全国有機農業団体協議会	平成18年	有機農業の生産、研究、有機JAS登録認定にかかわる8団体で設立。有機農業者の意見集約、政策提言等を目的に活動を展開		○			政策提言の実施

資料）農林水産省農産振興課調べ
注） 上記に掲げる団体のほか、有機農業者その他の関係者、消費者等で構成する様々な民間団体において、有機農業の普及･定着に向けた諸活動を展開。

2（10） 諸外国における取組

○ 諸外国においては、環境の保全、雇用の創出、国際貿易の促進など様々な目的を掲げて有機農業等の取組を推進。
○ 我が国においては、食料自給率の向上が課題となる中で、環境保全型農業の一形態として有機農業を位置づけ、粗放的な栽培ではなく、適切な代替技術の導入により生産性との調和を図りつつ、環境負荷の低減を図る取組を推進。

○ 諸外国における有機農業の取組

	韓国	フランス	アメリカ	日本
耕地面積 ①	1,824千ha（2005年）	19,562千ha（2005年）	137,861千ha（2005年）	4,692千ha（2005年）
有機栽培面積 ②	6千ha（2005年）	199千ha（2004年）	531千ha（2005年）	—
割合 ②/①	0.33%	1.02%	0.38%	(0.16%)
有機農業等の推進の目的	親環境農業育成法（2001年）における目的 ① 農業の環境保全機能の増大 ② 親環境農業を実践する農業者の育成 （「親環境農業」は、有機農業以外の環境保全型農業を含む）	政府が公表した有機農業促進策（2004年2月）において、有機農業の促進は、 ① 雇用の創出 ② 環境（土壌・生物多様性・空気・水質）の保護 ③ 特徴ある農産物の供給の観点から必要と指摘	有機食品製造法（1990年）の背景・目的 ① 有機食品に対する消費者の信頼の確保 ② 悪意に「有機」表示を行う者の訴追 ③ 有機食品の供給及び種類の増加 ④ 有機食品の国際貿易の促進	「環境保全型農業推進の基本的考え方」（1994年）における目的 ① 国土・環境保全等多面的かつ公益的機能の維持・増進 ② 消費者・生産者の交流等を通じた地域の活性化 (有機農業は、環境保全型農業の一形態と位置づけ) ※ 有機農業の推進に関する法律（2006年12月）における目的 ① 農業の持続的な発展及び環境と調和のとれた農業生産の確保 ② 消費者の安全かつ良質な農産物に対する需要への対応
有機農業等の推進施策	親環境農業育成法に即して施策を実施 ① 親環境農産物の検査・認証 ② 親環境農業実践者に対する直接支払 ③ 親環境農業の技術の開発・普及 ④ 親環境農産物の生産・流通の支援 ・生産基盤、物流施設の整備の支援 ・消費者に対する広報及び教育	基本的にEU理事会規則CEE2092/91に即して施策を実施 ① 有機農産物の検査・認証 ② 有機農業者に対する支援 ・減税措置 ・持続的農業契約（CAD）に基づく直接支払 ③ 有機農業に関する農業教育・調査・研究 ④ 消費者とのコミュニケーション	有機食品製造法等に即して施策を実施 ① 有機農産物の検査・認証 ② 有機農業者に対する検査・認証費用の補助 ③ 有機農業に関する研究	食料・農業・農村基本法（1999年）等に即して施策を実施 ① 有機農産物の検査・認証 ② 有機農業等に関する技術（代替技術）導入、生産基盤の整備に対する支援（補助・金融・税制） (平成19年度より農地・水・環境保全向上対策を導入) ③ 有機農業等の技術の開発・普及 ④ 社会的受容条件の整備（普及啓発等）、流通・販売面の支援
(参考) 食料自給率	—	130%	119%	40%

資料） 1．諸外国の耕地面積、有機栽培面積(牧草（ﾌﾗﾝｽは牧草・飼料）を含まない。また、アメリカは転換期間中の有機栽培面積を含まない）、有機農業等の推進の目的及び推進施策は農林水産省調べ（在外公館経由、平成18年12月調査）
2．日本の耕地面積は農林水産省統計部「耕地及び作付面積統計」（平成17年）
3．「食料自給率」は、農林水産省試算による2002年の供給熱量総合食料自給率（「我が国の食料自給率とその向上に向けて」食料自給率レポート）。韓国についてはデータなし。
注）日本国内の有機栽培面積については公式の調査データがないことから、平成17（2005）年度のJAS法に基づく有機農産物の格付数量の国内総生産量に占める割合を（ ）書きで記載。

2（11） 有機農業に取り組む者の意識

○ 環境保全型農業推進コンクールの受賞者を対象とした調査では、ほとんどの者が今後も規模を継続又は拡大して有機農業に取り組む意向を有するとともに、有機農業を継続するために必要な取組として、①行政・関係団体の支援、②技術の開発・指導、③消費者へのＰＲをあげている。
○ 有機農業の推進に関する施策については、こうした農業者の意向等を的確に捉えた取組を講じることが必要。

（参考）全国環境保全型農業推進コンクールで受賞した有機農業に取り組む者を対象としたアンケート調査

・環境保全型農業推進コンクール（P24参照）の受賞者を対象として平成18年度に農林水産省農林水産政策研究所においてアンケート調査を実施
・この中で調査時点でJAS法に基づく登録認定機関の認定を受け、有機農産物JAS規格に基づく生産を行っているとの回答を行った者（45名）の回答を農林水産省農産振興課で集計

○ 今後の取組の意向について

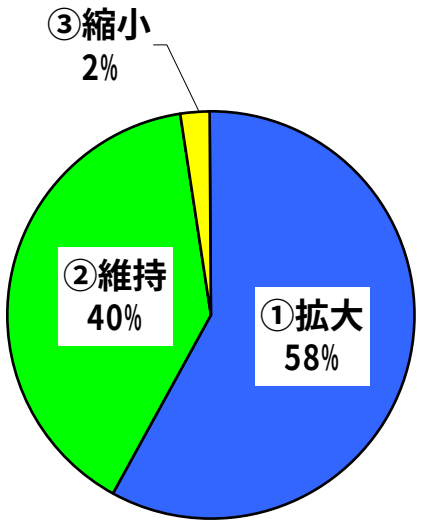

○ 有機農業を継続していくために必要な取組（複数（3項目）回答）

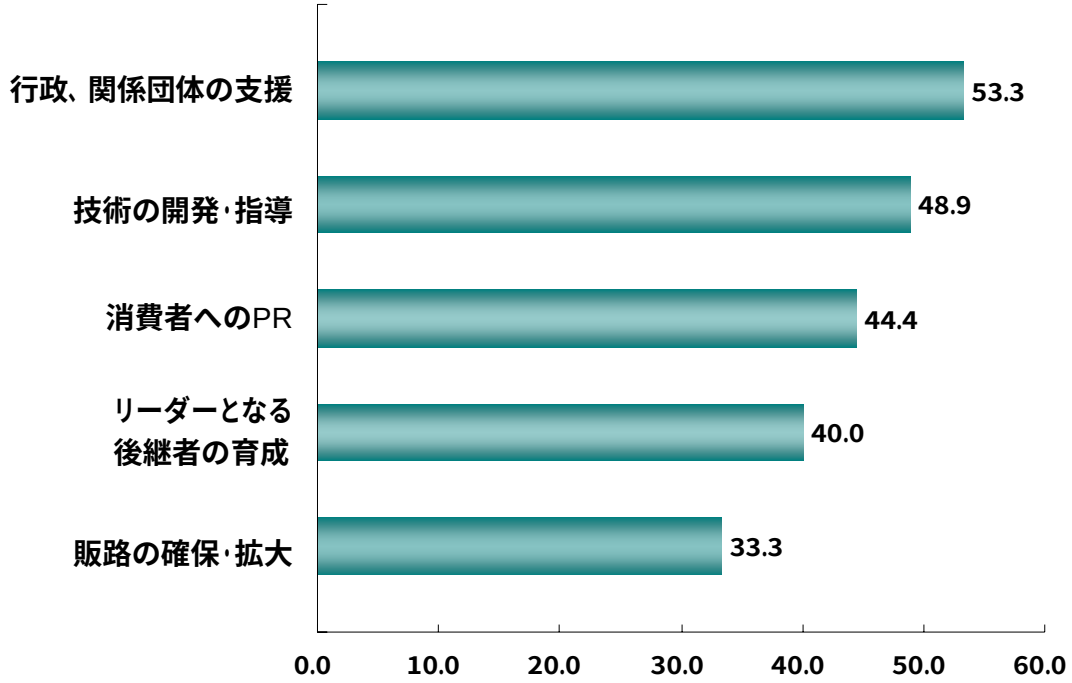

注） 上記以外で有機農業を継続していくために必要な取組としては、回答の多かった順に「地域の理解」、「施設の整備」、「認定に必要な費用の補助」などとなっている

3　有機農業の推進に向けた課題

○　有機農業の推進に関する法律では、有機農業の推進のために国及び地方公共団体が講ずる施策等として、有機農業者等の支援、技術開発等の促進、消費者の理解と関心の増進、有機農業者と消費者の相互理解の増進、などを規定。

○　これらの施策等を講ずる際は、有機農業の推進に関し蓄積のある民間団体と連携･協力しつつ、有機農業に取り組む農業者その他の関係者に施策の活用を積極的に働きかけることが必要ではないか。

講ずる施策等	現　　状	課　　題
1　有機農業者等の支援	○　持続農業法に基づきエコファーマーの技術投入を支援 ○　補助事業等を通じ、生産基盤の整備を支援 ○　就農相談や就農支援資金の貸付、協同農業普及事業、研修等を通じて有機農業に取り組もうとする農業者等を支援 ○　実需者等との直接的な取引など、有機農業で生産される農産物の特色を活かした販路の確立を支援	○　有機農業の取組を支援対象とする農地･水･環境保全向上対策その他施策の活用の推進 ○　就農相談、就農支援資金の活用の推進 ○　各研修機関における研修内容の充実 ○　有機農業で生産される農産物を求める実需者等と農業者を橋渡しする取組の強化、消費者への情報提供
2　技術開発等の促進	○　独立行政法人等において関連する技術開発を実施 ○　協同農業普及事業等を通じて技術開発の成果を農業者に普及 ○　民間においても独自の活動を展開 （一方、現状では、労力がかかり収量･品質が安定しないなど有機農業の技術は未確立）	○　有機農業の技術体系確立に向けた取組の強化 ○　研究開発の成果等を現場に普及する普及指導員の指導力の向上 ○　民間団体との連携･協力関係の構築
3　消費者の理解と関心の増進	○　エコファーマーの取組、有機農業で生産される農産物の表示ルール･認証制度の広報活動、環境保全型農業推進コンクール等を通じて普及啓発 （一方、有機農産物の購入理由で「環境への配慮」をあげる者は少ない）	○　環境配慮の面での消費者の理解を増進するための普及啓発の強化
4　有機農業者と消費者の相互理解の増進	○　食育、農業体験学習、地産地消等の取組を通じて有機農業者と消費者の交流を深める活動が各地で展開	○　食育等の取組と連携した有機農業者と消費者の交流のさらなる拡大
5　調査の実施	○　取組事例の収集、意向調査などを実施 （一方、有機農業の実施面積や取組農家数等は未調査）	○　今後の有機農業の推進に必要な調査の実施
6　国及び地方公共団体以外の者が行う有機農業の推進のための活動の支援	○　様々な民間団体が自主的に活動を展開 （一方、これらの民間団体と行政との連携･協力は必ずしも十分でない）	○　民間団体と行政との連携･協力関係の構築 ○　民間団体による自主的な活動の促進
7　その他	○　幅広い関係者の連携･協力の下で環境保全型農業を推進する体制を整備（一方、有機農業の推進という点では十分ではない）	○　未だ取組の少ない有機農業の推進体制の強化、都道府県に対する推進計画策定の働きかけ